

菊川市水道料金・下水道使用料等の料金改定のお知らせ

消費税率が8%から10%に引き上げられるに伴い、**令和元年10月1日**から水道料金・下水道使用料等が改定されます。

水道料金

○改定前 (2か月分、税込)

メーターの口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)			
	16 m ³ まで	16 m ³ 超 ～ 50 m ³	50 m ³ 超 ～ 100 m ³	100 m ³ 超 ～ 200 m ³	200 m ³ 超
20mm以下	2,460円	195円	206円	221円	241円
25mm	2,810円				
30mm	4,060円				
40mm	7,220円				
50mm	11,290円				
75mm	25,410円				
100mm	45,180円				

※上記により算出された料金の10円未満の端数は切捨て

○新料金 (消費税10%) (2か月分、税込)

メーターの口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)			
	16 m ³ まで	16 m ³ 超 ～ 50 m ³	50 m ³ 超 ～ 100 m ³	100 m ³ 超 ～ 200 m ³	200 m ³ 超
20mm以下	2,514円	199円	210円	225円	246円
25mm	2,872円				
30mm	4,142円				
40mm	7,363円				
50mm	11,507円				
75mm	25,880円				
100mm	46,021円				

※上記により算出された料金の10円未満の端数は切捨て

下水道使用料

○改定前 (2か月分、税込)

区分	基本使用料	従量使用料 (1 m ³ 当り)		
	16 m ³ まで	16 m ³ 超 ～ 100 m ³	100 m ³ 超 ～ 200 m ³	200 m ³ 超
一般汚水	2,073円60銭	129円60銭	140円40銭	151円20銭
臨時用汚水	2,419円20銭	16 m ³ 超 151円20銭		

※上記により算出された料金の10円未満の端数は切捨て

○新料金 (消費税10%) (2か月分、税込)

区分	基本使用料	従量使用料 (1 m ³ 当り)		
	16 m ³ まで	16 m ³ 超 ～ 100 m ³	100 m ³ 超 ～ 200 m ³	200 m ³ 超
一般汚水	2,112円	132円	143円	154円
臨時用汚水	2,464円	16 m ³ 超 154円		

※上記により算出された料金の10円未満の端数は切捨て

平尾コミプラ使用料

○改定前 (2か月分、税込)

区分	基本料金	従量料金
		水道使用水量 1 m ³ につき
平尾下水処理場	4,320円	64円80銭

※上記により算出された料金の10円未満の端数は切捨て

○新料金 (消費税10%) (2か月分、税込)

区分	基本料金	従量料金
		水道使用水量 1 m ³ につき
平尾下水処理場	4,400円	66円

※上記により算出された料金の10円未満の端数は切捨て

改定時期・加入分担金・お問い合わせ先は裏面へ

新料金はいつから？

下表のとおり**12月検針（1月請求）**から新料金となります。なお令和元年10月1日以降、新たに使用を開始するお客様は、その時点から新料金となります。

地区	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
A地区	旧料金		旧料金		新料金		新料金
		検針	請求	検針	請求	検針	請求
B地区	旧料金		新料金		新料金		
	検針	請求	検針	請求	検針	請求	検針

A 地区

西方地区、河城地区、横地地区、内田地区、小笠南地区、小笠東地区、町部地区のうち（緑ヶ丘・柳町自治会）、六郷地区のうち（島・下本所・下半済・小出・神尾・牛渕・牧之原上下自治会）、牧之原市（旧牧之原簡易水道区域）

B 地区

加茂地区、平川地区、嶺田地区、町部地区のうち（日吉町・宮前・西通り・本通り上下・新通・初咲町・日之出町一丁目自治会）、六郷地区のうち（五丁目上下・打上・日之出町二丁目・上本所上下、上本所団地・雇用促進第1、第2・宮下・青葉台一、二、三丁目・仲島・県営住宅・虹の丘・つつじヶ丘自治会）

加入分担金（水道）

新規に水道メーターを設置する場合

○改正前

メーターの口径	加入分担金（税込）
13mm	43,200円
20mm	
25mm	86,400円
30mm	
40mm	129,600円
50mm	
75mm	324,000円
100mm	540,000円



○新料金（消費税10%）

メーターの口径	加入分担金（税込）
13mm	44,000円
20mm	
25mm	88,000円
30mm	
40mm	132,000円
50mm	
75mm	330,000円
100mm	550,000円

※令和元年10月1日以降に給水申請の申込みを行うものから新料金となります。ただし、令和元年9月30日以前の給水申請であっても加入分担金の納付が令和元年10月1日以降となる場合は、新料金となりますのでご注意下さい。

お問い合わせ
平日 8:15~17:00

- 各種料金（水道・下水道・コミプラ使用料）、開閉栓
- 水道料金、加入分担金、漏水
- 下水道料金、コミプラ使用料

水道料金
お客さまセンター ☎0537-73-1120

水道課 ☎0537-73-1115

下水道課 ☎0537-35-0933

大井上水道企業団（Tel0547-46-4130）、御前崎市水道（Tel0537-85-1127）の水道を使用されている方は、各使用先へお問い合わせ下さい。